

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

### 【告示】

○ 建築物に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正

○ 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

○ 土砂災害警戒区域の指定

○ " "

○ " "

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

総務学事課

保健福祉課

技術管理課

建築指導課

循環型社会推進課

健康推進課

長寿社会課

防災砂防課

" "

" "

## 目次

担当課（室）

### 【公告】

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可  
○ 県営住宅の指定管理者の指定

○ 国土調査の成果の認証

○ 飼料試験結果の公表

○ 土地改良区清算人の退任届

○ 河川整備計画の公表

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ " "

### 【人事委員会】

○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

○ 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

### 【公安委員会】

○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

### 【正誤】

○ 岡山県行政組織規則等の一部を改正する

都市計画課

住宅課

県民生活交通課

畜産課

耕地課

河川課

建築指導課

" "

人事委員会

" "

交通企画課

総務学事課

<p>○ 道路の供用開始の正誤 ○ 道路の区域変更の正誤 規則の正誤 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
<p>〃 道路整備課</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第九号

岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岡山県地方独立行政法人法施行細則（平成十九年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「をいう。」の下に「以下この条及び」を加える。

第十七条及び別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第八条中「第十一条」を「第五条」に改める。

第十条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に改める。

第十一条第二項中「かかる」を「係る」に、「したがい」を「従い」に改め、同項第一号中「道」を「途」に改め、同条第三項中「第二十五条」を「第八条」に、「これのため」を「、そのために」に、「第二十九条」を「第十二条」に、「をした」を「を發した」に改める。

第十二条第一項中「第三十条」を「第十三条第一項」に、「救助」を「救助の実施」に、「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「救助」を「救助の実施」に改める。

第十三条中「第四十四条」を「第二十九条」に、「支払証ひよう書類」を「領収書」に改める。

別表第一(一)の項中  
「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同項1中「を収容する」を「に供与する」  
「と供与する」を「と供与する」に改める。

に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「冬期」を「冬季」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項2中「を収容する」を「に供与する」に、「を収容し」を「に

供与し」に改め、「(以下「福祉仮設住宅」という。)」及び「(この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。)」を削り、「に收容する」を「を供与する」に改め、「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇、〇〇〇円」に改め、同表(二)の項1中「收容された」を「避難している」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表(三)の項中「たい積」を「堆積」に、「日用品等」を「生活必需品」に、「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「三二、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表(四)の項1中「の道」を「の途」に、「やむを得ぬ」を「やむを得ない」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項2中「者で」を「者であつて、」に、「道」を「途」に、「者に」を「ものに」に改め、同表(五)の項中「災害にかかった者」を「被災者」に、「生命及び」を「生命若しくは」に改め、同表(六)の項中「災害にかかった」を「被災した」に、「一箇月」を「一月」に、「五二〇、〇〇〇円」を「五四七、〇〇〇円」に改め、同表(七)の項及び(八)の項中「一箇月」を「一月」に改め、同表(九)の項中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「一六〇、八〇〇円」を「一六四、八〇〇円」に改め、同表(十)の項中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表(十一)の項中「輸送賃」を「輸送費」に、「支出する」を「支給する」に、「災害にかかった者」を「被災者」に、「通常実費」を「通常の実費」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第二中「二一、三〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一

図「七〇〇E」及び「一六〇、七〇〇E」や「一七〇、七〇〇E」及び「第十條第五号」や「第十四條第五号」に改める。

建設省令第1号の「」を建設省令第4号の「」に改め、「第26条」や「第9条第1項」に改める。

建設省令第26条の規定による」や「第9条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により交付した」及び「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号」や「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号」及び「氏名(法人その他の団体にあつては、その名称) 及び」

「氏名(法人その他の団体にあつては、その名称) 及び」

建設省令第26条」や「第9条第1項」及び「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号」や「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号」に改める。

- 建設省令第26条」や「第9条第1項」及び「1 受領した都道府県名 及び 1 受領した物資の種類及び数量」及び「3 2 受領した物資の種類及び数量」

」及び「2」及び「4」や「3」及び「5」や「4」に改める。  
建設省令第24条(表)「第24条」や「第7条第1項」に改め、建設省令第24条(裏)「(裏面)」及び「(裏)」及び「係員」や「係員」及び「傷痕、疾病等」や「負傷又は疾病」及び「は居住地」や「は、居住地」及び「第45条」や「第31条」及び「6箇月」や「6月」及び「5万円」や「30万円」に改め、「処せられる」の次に「ことがある」を挿入する。

建設省令第24条の規定による公用令書は、その必要がなくなつた」や「第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させることが適当でないと認められる」及び「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第4条」や「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第4条第3項」及び「公用令書」や「公用令書発付」に改める。

建設省令第24条「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号」及び「昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号」に改める。

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第10条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">災害救助法第10条の規定による 立入検査証票</p> <p>第 号</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p>岡山県知事 <span style="float: right;">印</span></p>	<p>注 意</p> <p>1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この証票の有効期限は、 年 月 日までとする。</p> <p>3 この証票は、有効期限を経過し、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。</p>
--	---

備考 用紙の大きさは、縦8.5センチメートル、横13センチメートルとする。

（裏）

<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）（抜粋） （指定行政機関の長等の立入検査等）</p> <p>第6条 1・2略</p> <p>3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（都道府県知事の立入検査等）</p> <p>第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため</p>	<p>必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。</p>
---	---



第九十二号中「公用令書番号」や「公用令書発付番号」  
及び「主なる」や「主な」並びに「第29条」や「第12条」並びに「を支給されるよう」や「の  
支給について」並びに「申請する」や「申請します」並びに「を」。

第九十三号中「救助に」や「救助の実施に」並びに「災害救助法第30条第1項」や「同  
法第13条第1項」に改める。

第九十四号中「第44条」や「第29条」並びに「収容施設提供費」や  
「避難所及び応急仮設住宅供与費」並びに「仮設住宅設置費」や「応急  
仮設住宅設置費」並びに「災害にかかった者の救出費」や「被災者  
の救出費」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の災害救助法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第十一号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百三十八号

平成十六年岡山県告示第百五十九号（建築物に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

五の3中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

◎岡山県告示第百三十九号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第七条第一項の規定による岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成二十年岡山県告示第百八十五号）の一部を平成二十七年三月十日付けで変更したので、岡山県環境文化部循環型社会推進課及び各県民局地域政策部環境課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

金光薬局真備店

倉敷市真備町箭田一―二六―一〇

平成二十七年三月三十一日

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

## ◎岡山県告示第四百十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 施設の名称及び開設場所

#### 1 名称

笠岡市立市民病院

#### 2 開設場所

岡山県笠岡市笠岡五六二八一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

笠岡市

#### 2 所在地

岡山県笠岡市中央町一―一

### 三 辞退年月日

平成二十七年三月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三一八九〇〇三二五

### 五 サービスの種類

介護療養型医療施設

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

## ◎岡山県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、備前市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二一 K 穂浪〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町今崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町今崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町岩崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町加賀美〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町金谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町高田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町高田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町高田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町福満〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 吉永町南方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 D 穂浪〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一 D 穂浪〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一 D 穂浪〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一 D 穂浪〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

二二一D 穂浪〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一八	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇一九	土石流	次の図のとおり
二二一D 穂浪〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町今崎〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町岩崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町加賀美〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町金谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町神根本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町高田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町福満〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D 吉永町南方〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域工務課に備え置いて縦覧に供する。



# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

## ◎岡山県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二三K惣分〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真下〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石蓮寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K勢力〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K稗田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K弥上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K鴨前〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K神田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K桜が丘西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K下仁保〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K稻蒔〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K小鎌〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

二二三K河原屋〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K河原屋〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K河原屋〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K黒沢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K黒沢〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K是里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K塩木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K塩木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K周匝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K周匝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K周匝〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K滝山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K滝山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K滝山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K滝山〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀西〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀西〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀東〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K仁堀東〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K福田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K福田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K福田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K福田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三D小原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

二二三D 穂分〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇一三	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D 穂分〇一五	土石流	次の図のとおり
二二三D 岡〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D 佐古〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 沢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D 沢原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D 勢力〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D 勢力〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D 徳富〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 野間〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 野間〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D 稗田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 稗田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D 稗田〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

二二三D塩木〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D光木〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D草生〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D草生〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D小鎌〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D稲蒔〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D稲蒔〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D稲蒔〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D稲蒔〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D石上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D石上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D石上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D日古木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D西中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D中島〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D下仁保〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D斎富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D鴨前〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇七	土石流	次の図のとおり

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

二二三D塩木〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D塩木〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D塩木〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D塩木〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D塩木〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀中〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀西〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀西〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D仁堀西〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域工務課に備え置いて縦覧に供する。

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

## ◎岡山県告示第百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、小田郡矢掛町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
四六一D浅海〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D宇角〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇七	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇八	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇九	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇一〇	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇七	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇八	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇九	土石流	次の図のとおり
四六一D江良〇〇七	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇七	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇八	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇七	土石流	次の図のとおり
四六一D上高末〇〇六	土石流	次の図のとおり



四六一D東三成〇一一	土石流	次の図のとおり
四六一D東三成〇一二	土石流	次の図のとおり
四六一D東三成〇一三	土石流	次の図のとおり
四六一D東三成〇一四	土石流	次の図のとおり
四六一D東三成〇一五	土石流	次の図のとおり
四六一D南山田〇一一	土石流	次の図のとおり
四六一D南山田〇一二	土石流	次の図のとおり
四六一D矢掛〇〇七	土石流	次の図のとおり
四六一D矢掛〇〇八	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一一	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一二	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一三	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一四	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一五	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一六	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一七	土石流	次の図のとおり
四六一D横谷〇一八	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。



平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

◎岡山県告示第四百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

山元地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県美作市大字右手地字山元	一〇九七番	一号
〃	一〇九八番	二号
〃	一一〇五番二	三号から五号まで
字藤原	一一三〇番	六号及び七号
字山元土筆谷九七〇番	九七七番	八号
〃	九九二番	九号
字山元下	九九二番	十号及び十一号
〃	九九一番	十二号
字山元土筆谷一〇一番一	一〇〇九番	十三号
〃	一〇〇九番	十四号
字土筆谷	一〇二七番	十五号
字山元土筆谷一〇一九番三地先道路敷	一〇三八番四	十六号
字山元	一〇四一番一	十七号
〃	一〇四一番一	十八号及び十九号
〃	一〇五〇番四	二十号
〃	一〇八一番	二十一号
〃	一〇八四番	二十二号
〃	一〇八八番	二十三号
〃	一〇九二番四	二十四号

◎岡山県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業赤磐市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

赤磐市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
岡山県南広域都市計画 下水道事業 赤磐市公共下水道			昭和四十六年八月二十 三日から 平成三十三年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

## ◎岡山県告示第四百十七号

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）第七十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。なお、平成二十六年岡山県告示第六十二号（県営住宅の指定管理者の指定）は、廃止する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 県営住宅原尾島団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市中区原尾島二丁目

県営住宅原尾島団地

#### 2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

#### 3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

### 二 県営住宅光ヶ丘団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市中区湊四五一番地

県営住宅光ヶ丘団地

#### 2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

#### 3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

### 三 県営住宅東岡山団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市中区長岡

県営住宅東岡山団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

四 県営住宅芳賀佐山団地

1 管理を行わせる施設

岡山市北区芳賀

県営住宅芳賀佐山団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

五 県営住宅うらやす団地

1 管理を行わせる施設

岡山市南区浦安本町九四番地の一四

県営住宅うらやす団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

六 県営住宅西大寺団地

1 管理を行わせる施設

岡山市東区可知

県営住宅西大寺団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

七 県営住宅老松団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市老松町三丁目二番

県営住宅老松団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

八 県営住宅長尾団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島爪崎五六五番地の一

県営住宅長尾団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

九 県営住宅中庄団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市中庄団地

県営住宅中庄団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十 県営住宅富田団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島八島一七九〇番地の二

県営住宅富田団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十一 県営住宅柏島団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島柏島四三四八番地

県営住宅柏島団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十二 県営住宅中山団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市児島小川一〇丁目

県営住宅中山団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十三

県営住宅笹沖団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市笹沖八八番地

県営住宅笹沖団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十四

県営住宅中洲団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市安江五五〇番地の一

県営住宅中洲団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十五

県営住宅菰池団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市菰池二丁目三番

県営住宅菰池団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十六 県営住宅津山団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇九番地

県営住宅津山団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十七 県営住宅林田団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇八番地二

県営住宅林田団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十九年三月三十一日まで

十八 県営住宅河辺団地

1 管理を行わせる施設

津山市河辺七二三番地

県営住宅河辺団地



# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十九年三月三十一日まで

十九

県営住宅高野団地

1 管理を行わせる施設

津山市高野山西四二四番地

県営住宅高野団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十

県営住宅佐良山団地

1 管理を行わせる施設

津山市一方二八五番地

県営住宅佐良山団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十一

県営住宅築港団地

1 管理を行わせる施設

玉野市築港二丁目二五番

県営住宅築港団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十二 県営住宅玉大池団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目一五番

県営住宅玉大池団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十三 県営住宅玉原団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目八番ほか

県営住宅玉原団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十四 県営住宅笠岡団地

1 管理を行わせる施設

笠岡市富岡一八二番地の一

県営住宅笠岡団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

笠岡市中央町一番地の一

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十五 県営住宅井原団地

1 管理を行わせる施設

井原市井原町一四〇二番地の二

県営住宅井原団地

2 指定管理者となる団体

井原市井原町三一一番地一

井原市

井原市長 瀧本 豊文

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十六 県営住宅総社団地

1 管理を行わせる施設

総社市中央一丁目一九番

県営住宅総社団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十七 県営住宅総社泉団地

1 管理を行わせる施設

総社市泉五番地の三一

県営住宅総社泉団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十八 県営住宅伊部団地

1 管理を行わせる施設

備前市伊部九〇番地

県営住宅伊部団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十九 県営住宅山陽団地

1 管理を行わせる施設

赤磐市山陽

県営住宅山陽団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十 県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）

1 管理を行わせる施設

和気郡和気町泉二五〇番地

県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七  
公益財団法人岡山県建設技術センター  
理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十一 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）

1 管理を行わせる施設

和気郡和気町泉二五〇番地

県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）

2 指定管理者となる団体

和気郡和気町尺所五五五番地  
和気町  
和気町長 大森 直徳

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十二 県営住宅矢掛団地

1 管理を行わせる施設

小田郡矢掛町矢掛二八八番地の四  
県営住宅矢掛団地

2 指定管理者となる団体

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地  
矢掛町

矢掛町長 山野 通彦

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

三十三 県営住宅勝間田団地

1 管理を行わせる施設

勝田郡勝央町勝間田三二番地三  
県営住宅勝間田団地

# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

2 指定管理者となる団体

勝田郡勝央町勝間田二〇一番地

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十四 県営住宅吉備高原団地

1 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町上野二四七〇番地四

県営住宅吉備高原団地

2 指定管理者となる団体

加賀郡吉備中央町豊野一番地二

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

〔二〇九〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	浅口市
調査を行った期間	平成二十五年四月 ） 平成二十六年十一月
成果の名称	浅口市 地籍図及び 地籍簿
調査を行った地域	寄島町の一 部
認証年月日	平成二十七年三月十三日

〔二一〇〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十七年一月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太



# 平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
J A西日本くみあい飼料(株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地	同 左	くみあい配合飼料 E17	平成27年1月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, ME	無
同 上	同 左	くみあい配合飼料 荒戸山Cマッシュ森の精	平成27年1月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, TDN	無
西日本飼料(株) 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 成鶏用 ピークプラス	平成27年1月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, ME	無
同 上	同 左	日清丸紅印配合飼料 子豚用 ネオパワーステップ	平成27年1月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, TDN	無
日本農産工業(株)水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印ブロイラー肥育前期用配 合飼料 ジョイスター克蘭ブル	平成26年12月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, ME	無
同 上	同 左	ノーサン印肉豚肥育用配合飼料 エコミート	平成26年12月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, TDN	無
中部飼料(株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印成鶏飼育用配合飼料 レイヤー17	平成26年12月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, ME	無
同 上	同 左	マル中印肉豚肥育用配合飼料 わんぱく肉豚	平成26年12月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, TDN	無
フタバ飼料(株) 岡山県岡山市東区瀬戸町万富1057番地1	同 左	肉用牛肥育用配合飼料 肉牛後期	平成26年11月	粗たん白質,粗脂肪,粗繊維, 粗灰分,カルシウム,りん, TDN	無

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

〔二一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高谷池土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名 住所

玉置 貞雄 津山市山北五二一〇

小林 繁行 〃 総社四四

竹内 英和 〃 〃 一一七

松本 泰幸 〃 〃 一四五

湯浅 廣 〃 〃 一四七

小川 稔 〃 〃 二八九

竹内 精一 〃 〃 小原二八一

高谷 浩 〃 〃 総社三二〇

〔一一二〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、  
一級河川旭川水系下流ブロック河川整備計画を平成二十七年三月二日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課及び同部  
東備地域設計審査班において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

〔一一三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見二二五―三、二二八―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市船穂町船穂一四四五―七

大橋 利紀

三 許可番号

岡山県指令建指第二六七号

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

〔二一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市平田七一四―一二（ヴェルデュール一〇二号室）

東 伸明

三 許可番号

岡山県指令建指第二五〇号

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

〔一一五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字八幡馬場八八五―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音軽部八八五―一

檜村 真利

三 許可番号

岡山県指令建指第二五五号

◎岡山県人事委員会規則第二号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与条例第十一条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号。第十八条の二第一項第三号、第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「分限条例」という。）第二条第一号の規定による休職から復職したこと。

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号。第十八条の二第一項第三号、第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

別記様式中「第3条」を「（昭和33年岡山県人事委員会規則第13号。以下「規則」という。）第3条」に、

この届出は、事実と相違ないものと認める。 年 月 日 所属長

この届出は、事実と相違ないものと認める。 年 月 日 所属長

（公 印 省 略） 印

規則第5条 <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 離島等 <input type="checkbox"/> 歩行困難 ) <input type="checkbox"/> 非該当
規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 非該当
給与条例第11条第1項 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 併給 <input type="checkbox"/> 非併給 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 自動車等 <input type="checkbox"/> 非併用 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 自動車等 <input type="checkbox"/> 非該当 (理由… )

規則第5条 <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 離島等 <input type="checkbox"/> 歩行困難 ) <input type="checkbox"/> 非該当
規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 非該当
岡山県職員給与条例 (昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。) 第11条第1項 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 併給 <input type="checkbox"/> 非併給 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 自動車等 <input type="checkbox"/> 非併用 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 自動車等 <input type="checkbox"/> 非該当 (理由… )

「及び通勤手当に関する規則」及び「規則」

「年 月 日 職氏名

「年 月 日 職氏名



(公 印 省 略)

住所「(1) 住居」の次に「付近」

を加え、「認印し」を認む。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



2  
(経過措置)  
この規則による改正前の通勤手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第三号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（昭和五十五年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「平成十六年四月一日における町村役場」を「村役場」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

支 給 地 域	真庭郡新庄村
---------	--------

備考 この表に掲げる名称は、平成二十七年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

所 在 地	公 署
真庭市蒜山東茅部	農林水産総合センター農業研究所高冷地研究室
津山市加茂町黒木	美作県民局黒木ダム管理事務所
〃 〃 下津川	〃 津川ダム管理事務所
真庭市蒜山上長田	勝山高等学校蒜山校地
津山市加茂町倉見	勝間田高等学校倉見演習林実習所

平成27年3月20日 岡山県公報 第11670号

高梁市備中町西山	新見市千屋花見	大佐永富	神郷釜村	大佐永富	苦田郡鏡野町女原	富西谷	井坂	上齋原	富西谷	上齋原	真庭市阿口	久見	種	蒜山下和	蒜山下見	蒜山上福田	美甘	久見	蒜山下福田	新見市千屋実	大佐小阪部	神郷釜村	真庭市禾津	蒜山上福田	蒜山上長田	蒜山下和	津山市阿波	苦田郡鏡野町女原	奥津川西
高梁市立西山小学校	新見市立千屋小学校	刑部小学校	神郷北小学校	大佐中学校	苦田郡鏡野町立奥津小学校	富小学校	奥津中学校	上齋原小学校	富中学校	上齋原中学校	真庭市立阿口小学校	湯原小学校	二川小学校	中和小学校	八束小学校	川上小学校	美甘中学校	湯原中学校	蒜山中学校	新見警察署千屋駐在所	刑部駐在所	新郷駐在所	真庭警察署禾津駐在所	川上駐在所	八束駐在所	中和駐在所	津山警察署阿波駐在所	奥津南駐在所	奥津駐在所

附 則

〃	〃	富西谷
〃	〃	上齋原
〃	〃	富駐在所
〃	〃	上齋原駐在所

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条から第六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第四条の二に規定する再任用職員（次号において「再任用職員」という。）を除く。）をいう。
  - イ この規則による改正前の別表第一に掲げる地域（ロにおいて「旧寒冷地」という。）に在勤する職員
  - ロ この規則による改正前の別表第二に掲げる公署に在勤し、かつ、旧寒冷地又はこの規則による改正前の第三条第二項の規定に基づく区域に居住する職員
  - 二 新寒冷地等在勤等職員 この規則による改正後の寒冷地手当に関する規則の規定に基づき寒冷地手当を支給される職員（再任用職員を除く。）をいう。
  - 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
  - 四 みなし寒冷地手当額 次条又は第四条に規定する者につき、寒冷地手当に関する規則別表第一に掲げる地域に在勤する職員とみなして、岡山県職員給与条例第十二条第二項の規定を適用したとしたらば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 第三条 基準日（岡山県職員給与条例第十二条に規定する基準日をいう。以下同じ。）（その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、この規則による改正後の寒冷地手当に関する規則の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

第四条 基準日（その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに

限る。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、この規則による改正後の寒冷地手当に関する規則の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千元

**第五条** 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（前二条の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつた期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、前二条の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

**第六条** 岡山県職員給与条例第十一条第四項に規定する岡山県公営企業職員等であつた者から施行日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、基準日において当該職員である者に対しては、施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかつた期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、前条までの規定を適用したとするならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

◎岡山県人事委員会規則第四号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

職名	氏名	印
----	----	---

を

職名	職員番号	氏名	印
----	------	----	---

に

この届出は、事実と相違ないものと認める。

年 月 日

所属長

印

を

この届出は、事実と相違ないものと認める。

年 月 日

所属長

(公印省略)

に

条例第10条の6及び住居手当に関する規則の規定に基づき、上記のとおり確認し、決定（改定）する。

年 月 日

職氏名

印

を

条例第10条の6及び住居手当に関する規則の規定に基づき、上記のとおり確認し、決定（改定）する。

年 月 日 職氏名

(公印)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の住居手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第五号ウ(5)中「平成十七年厚生労働省告示第二十三号（児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度）第八表」を「平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号（児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度）第十四表」に改める。

第十条第九号中「（以下）を（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項に規定する内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画をいう。）に基づく搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下）に改める。

第十二条第十一号中「の移動を伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。  
別表第二の十七の二の項を次のように改める。

十七の二 主要地方道倉敷 玉野線	イ 岡山市南区西高崎五番四七地先から岡山市南区植松七〇二番地先に至る間 ロ 玉野市田井三丁目七番一―地先から玉野市田井三丁目一番一―地先に至る間
---------------------	---

別表第二中三十八の三の項を三十八の四の項とし、三十八の二の項を三十八の三の項とし、三十八の項の次に次の一項を加える。

三十八の二 一般県道西一	津山市下田邑二二三二番地先から苫田郡鏡野町布
--------------	------------------------



宮中北上線

原一四五番三地先に至る間

別表第二の五十四の二の項の次に次の一項を加える。

五十四の三 倉敷市道三田 五軒屋海岸通四号線	倉敷市水島川崎通一丁目一番五六二地先から倉敷 市連島四丁目一番二八地先に至る間
---------------------------	--

別表第二の五十七の六の項の次に次の二項を加える。

五十七の七 津山市道F一 六六号線	津山市戸島二五四番三地先から津山市下田邑二二 三二番地先に至る間
五十七の八 津山市道F一 七四号線	津山市下田邑二二三九番一六地先から津山市下田 邑二二三九番一五地先に至る間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

〔六〕平成二十三年四月二十八日付け公布岡山県行政組織規則等の一部を改正する規則  
(岡山県規則第三十四号)に誤りがあった。

頁・行	一・終わりが ら六	
誤	第二十一条第一項	第二十八条第一項
正	第21条第1項	第28条第1項

〔七〕平成二十三年八月十九日付け公布岡山県告示第四百六十二号（道路の区域変更）に誤りがあった。

頁・行	三・一三 三・終わりか ら八	瀬戸内市邑久町尻海字本谷五二 七二番三地先	瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五 二七二番三地先
三・終わりか ら一〇	瀬戸内市邑久町尻海字本谷五二 七六番六地先	瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五 二七六番六地先	正

二・五	頁・行
瀬戸内市邑久町尻海字本谷五二 七六番六地先	誤
瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五 二七六番六地先	正

〔八〕平成二十三年八月十九日付け公布岡山県告示第四百六十三号（道路の供用開始）に誤りがあった。